



平成 18 年 8 月 3 日

各 位

会社名 株式会社 リ ケ ン  
代表者名 取締役社長 小 泉 年 永  
(コード番号 6 4 6 2 東証第 1 部)  
問合せ先 常務取締役 経営企画部長  
高 木 健 一 郎  
(TEL 03-3230-3911 )

## 主要国内関係会社社長に対するストックオプション（新株予約権）の割当て に関するお知らせ

当社は、平成18年8月3日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条、第239条および第240条の規定に基づき、当社の主要国内関係会社社長に対し、ストックオプションとして新株予約権を割当てることおよびその内容について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称  
株式会社リケン第3回新株予約権
2. 新株予約権の割当日  
平成18年8月19日
3. 新株予約権の割当てを受ける者  
当社主要国内関係会社社長 8名
4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
当社普通株式 12,000株とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により当該新株予約権(以下、本発行要領に基づき募集される各新株予約権を「本新株予約権」という。)の目的である株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

5. 割当てする新株予約権の総数  
12個とする。(発行時の新株予約権1個あたりの目的となる株式数1,000株)ただし、上記4に定める株式数の調整を行う場合には、各新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行うものとする。

6. 本新株予約権の発行価額  
金銭の払込みは不要とする。

7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下、「出資金額」という。)  
1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)は金742円とする。  
ただし、本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。  
なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(1)当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日における当社の発行済株式数総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とする。

8. 本新株予約権を行使することができる期間  
平成20年8月20日から平成23年8月19日までとする。

9. 本新株予約権の行使により増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1)資本金

1個当たり371,000円とする。

(2)資本準備金

資本金等増加限度額から前項に定める資本金の額を控除した額とする。

10. 本新株予約権の行使の条件

(1)当社の主要国内関係会社社長で新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の主要国内関係会社社長等であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他別途定める正当な理由で退任した場合は権利行使をなしうるものとする。

(2)新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を相続できないものとする。

(3)その他の条件は当社取締役会決議に基づき、別途会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」にて定める。

11. 本新株予約権の取得の条件

(1)当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(2)当社は新株予約権の割当てを受けた者が10の(1)の条件に該当しなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は無償で取得できる。

12. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

[ご参考]

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日
- (2) 定時株主総会決議日

平成18年5月19日

平成18年6月29日

以 上